

平成27年度
第2回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成27年10月6日開会

高松市農業委員会

平成27年度第2回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成27年10月6日（火）午前10時開会

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター役員会議室

出席委員 22人

- 1番 宮野 惠基（農政部会長）
- 2番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 4番 佐竹 博巳
- 5番 河瀬 和一
- 6番 佃 俊子
- 7番 三笠 輝彦（会長）
- 8番 十河 善則
- 9番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 20番 花澤 均
- 21番 兔子尾紀夫（会長職務代理者）
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 3番 竹内 俊彦
- 11番 谷口 辰男
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 19番 中名 良竹

農業委員会事務局出席者

事務局 長	三好 和則
農政課 長	川西 好春
農政課 長 補 佐	大井 昌和
(農政管理係長事務取扱)	
農地係 長	多田 利浩
主任 主 事	矢野 哲

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議(案)について

川西課長 事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は22名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成27年度第2回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部会長

(内容省略)

川西課長 ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

川西課長 ありがとうございました。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくをお願いいたします。

議長(宮野農政部会長) ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の議事運営は部会長が当たるということでございますので、これ以降の議事運営につきましては、私において取りまとめさせていただきます。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号13番川田 之治委員さん、議席番号21番 兔子尾 紀夫委員さんの御両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。議案第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議(案)について御説明いたします。こちらは、本年10月20日火曜日、三笠会長ほか各役員さんから、市長へ建議を行っていただくに当たり、その内容を協議、決定いただくものでございます。

それでは、まず1ページを御覧願います。

本文1ページの、1行目から6行目までは、我が国が日本経済の再生を最優先に様々な政策を展開している中、農業・農村をめぐる状況等は、依然として厳しく、T P P問題等

の不透明要素も加わり、一層深刻であるという現状を記載しております。

7行目から2ページの1行目までは、国の動きを記載しております。

国は、農業を成長産業にするとの方針の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂版をとりまとめ、農業委員会組織等の見直しを柱とする農業の構造改革や国内外の新たな需要の取込みなどを通じた農業や食品産業の成長化を進め、農業・農村地域の所得倍増を目指す産業政策と、農地の多面的機能発揮を進める地域政策を車の両輪として政策の再構築を図るとしています。

中でも、農地中間管理機構のフル稼働、経営所得安定対策、水田フル活用、米政策の見直しとともに、本年度から日本型直接支払制度の本格実施に取り組んでいます。

さらに、本年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、10年後の食料自給率目標をカロリーベースで50パーセントから45パーセントに見直したことや、主食用米から飼料用米への転換、確保すべき農地面積を440万ヘクタールに設定したほか、「食料自給力」という新たな指標も公表されました。

2ページ2行目から5行目までは、本市の「高松市農業振興計画」が最終年度を迎えることから、新たな振興計画の策定に向けて、他の産業や文化の連携も含めた創造性豊かで持続可能な農業の実現に取り組むという本市の姿勢を記載しております。

6行目からは、昨今の「農地」と「担い手」等の課題を解決するために、諸施策・事業を進める必要があることから、平成28年度高松市農業施策の予算・事業に、今回の内容を確実に反映するよう建議するとしております。

それでは、建議の各要望項目について説明させていただきます。

昨年度に引き続き7つの大項目にまとめておりますが、今回は6人の委員さんから要望書をいただき、該当する項目に反映させていただきました。

まず、大項目の1 食料の地産地消及び食農教育の推進についてですが、(1)は、昨年度から引き続きの項目で、地産地消の促進のため、学校給食等での使用拡大等を進めるとともに、家庭等で地域の伝統的な食文化等を伝える、食農教育への支援を強化すること。

また、全ての小・中学校で農業体験など、農業を学べるようなカリキュラムを取り入れることとしております。

なお、小・中学校の農業体験の部分につきましては、昨年度は、「農業体験学習を実施するとともに、その内容を充実すること」としておりましたが、内容の幅を持たせるため、「農業体験など、農業を学べるようなカリキュラムを取り入れること」に変更しております。

(2)も、昨年度から引き続きの項目で、前段は農村女性グループなどの「教え・伝える活動」に必要な資料の提供や地元農畜産物の調達への支援について。後段は、その女性が消費者と交流し農村文化等の発信ができる拠点として、香南アグリーム等を活用して、「高松産ごじまん品」で作った新メニューや郷土料理等の講座を開設するなど、拠点の利活用促進について要望しております。

3ページの(3)でございますが、香川県農協が取り組んでいる産地直売所の出荷者の登

録管理の一元化に伴い新たに加えた項目でございます。

生産者と消費者がふれあい、安心して農産物が購入できる場として、市民の利用が定着している産地直売所については、農家の収益向上と産地消費の中心的な役割を担っていることから、直売所を拡充するとともに、香川県農協が行う出荷者の登録管理の一元化に併せて、生産者が複数の産直店舗に出荷し易いシステムづくりを支援することとしております。

続きまして、大項目の2 農業所得向上対策及び経営安定対策の推進についてでございます。

(1)は、昨年度から引き続きの項目で、産地形成と販路開拓の促進等について記載しておりますが、より具体的な内容としております。

本市の農業の特徴は、米作りと園芸作物や露地野菜等との複合経営を営む都市近郊型農業であり、高齢化や人口減少が進展する中で、今後、農業の持続的な発展を図るためには、県が推奨する「さぬき讚フルーツ」や「高松産ごじまん品」、収益性が高い農産品の生産を推奨・振興するとともに、県内消費の拡大と新たな販路を開拓し販売を促進すること。

県産米奨励品種として決定され、最高ランク「特A」と位置付けられた「おいでまい」の増産と消費拡大を図るため、県・市・香川県農協・生産者団体等が一体となって集荷から販売までの米流通体制を整備することとしております。

なお、後段の「おいでまい」の増産と消費拡大については、森西委員さんから御意見をいただいたものです。

(2)は、新規項目です。

香川の希少野菜の消費拡大と生産振興を図るため、マンバや葉ゴボウといった香川の地場野菜の認知度を高め、「讚岐野菜」としてブランド化に努めることとしております。

(3)は、昨年度の大項目4 農地利用集積等の経営効率化支援の(3)の項目から大項目2に移したもので、内容は昨年度と同じく、主食用米の計画的な生産を継続するとともに、主食用以外の飼料用米等の生産拡大と畜産農家による耕畜連携の推進や加工用米の生産拡大に向けた支援を講じることとしております。

(4)は、恒常的に経営が厳しい本市の畜産農家を支援するために新たに加えた項目で、本市の畜産農家は、小規模な家族経営体が多く、高齢化等による後継者不足のため経営は恒常的に厳しい環境にあることから、新たに国の畜産競争力強化整備事業を活用するなど、畜産農家の収益性の向上や生産基盤の強化に努めることとしております。

次に、4ページをお開き願います。

(5)ですが、昨年度から引き続きの項目で、為替の変動や異常気象等の影響等による燃料・肥料・飼料等の価格高騰時における適切な助成策についての要望を記載しております。

次に、大項目の3 耕作放棄地の解消、優良農地の確保等についてでございますが、

(1)は、昨年度から引き続きの項目で、耕作放棄地や山林、竹林が有害鳥獣の温床になっているため、鳥獣被害防止対策の緩衝帯を設けるなど、里山環境の適正な管理・保全のための支援措置について記載しております。

(2)の前段は、昨年度に引き続き、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の緩和等に加えて、再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する補助制度を創設することとしております。

また、後段は、古川委員さんと佐竹委員さんからいただいた御意見を反映して新たに、高齢化等による人手不足や資金難等により、耕作放棄地の再生が困難なケースが増加し、近隣の農地や住宅等に悪影響が出ているため、草刈り等をシルバー人材センター等に依頼した場合の補助制度を創設することと項目に加えました。

(3)は、県のオリーブ生産拡大総合支援事業の活用について新たに加えた項目です。

本市では、オリーブの栽培を推進するため県のオリーブ生産拡大総合支援事業を活用し、苗木代の助成、灌水施設の整備等への支援に取り組み耕作放棄地の解消と生産拡大を促進しているが、更なる耕作放棄地の再生を図ることとしております。

(4)は、昨年度から引き続きの項目で、コミュニティ協議会等が耕作放棄地再生作業を行い、住民同士の交流が深められる事業を実施できる環境整備を強化することとしております。

次に、5ページ大項目4 農地利用集積等の経営効率化支援についてでございますが、(1)は、昨年から引き続きの項目です。

農地の利用集積促進のため、受け手と出し手の対策に十分な予算を確保するとともに、狭小な農地などの条件不利地に対する補助率を上げるほか、認定農業者等が、農業機械を更新する場合の補助対象基準の緩和について要望しております。

(2)の前段は、昨年度に要望した集落営農組織の普及推進を更に進め、中心となるリーダーや会計担当者も存在する多面的機能支払組織と連携を図ることとし、後段については、昨年度に引き続き、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」における農業機械導入支援事業の要件緩和について要望しております。

(3)は、宮武委員さんからいただいた御意見で、昨年度に引き続き農地中間管理事業について耕作が可能な農地については、幅広く中間管理権を積極的に取得するなど、農地の貸付希望者の立場に配慮した取組を行うこととしております。

次に、大項目の5 新規就農者、女性農業者等への支援強化及び農業・農村の活性化についての項目です。

(1)は、昨年度に引き続き、新規就農者・女性農業者等への支援について要望しております。

(2)は、新たに佃委員さんからいただいた御意見で、新規就農者が挫折、離農することなく地域の担い手となるためには、就農から定着までの一貫したサポートが必要なことから、地域や既に定着した新規就農者が参画した体制づくりを、関係機関が連携して支援することとしております。

次に、6ページの3行目の(3)は、昨年度の大項目2の(2)の項目を大項目5に移したもので、6次産業化に取り組む農家増のための周知と、意欲ある農家の相談に対する支援体制の強化や制度の充実について要望しております。

(4)は、新たな項目として、担い手の確保が困難な中山間地域等において、対象区域や面積の下限など、一定の条件を設定した上で、新規就農への誘導策となり得る独自の就農支援制度を創設することとしております。

(5)は、昨年から引き続きの項目で、「中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区」における地産地消型ショップ導入事業等の活用による農業・農村の更なる活性化について要望しております。

次に、大項目の6 有害鳥獣等被害防止対策の強化についてでございますが、(1)は、昨年度から引き続きの項目で、被害防止対策としての防護柵設置補助制度の予算増額と、捕獲・防護・環境整備を一体的に行うため、新たに設立された「鳥獣被害対策実施隊」による地域ぐるみの取組を推進するよう要望しております。

(2)も昨年から引き続きの項目で、イノシシ等による被害防止対策として、前段は銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者の確保と実効性のある広域被害防止対策の実施、後段は県・市に鳥獣の専門的な知識を持つ職員を増員し有害鳥獣の生態研究や鳥獣の基礎知識の研修、効果的な捕獲方法等の普及を図る講習会の開催、また、新たにジビエ料理の普及について要望しております。

(3)も昨年度から引き続きの項目で、ジャンボタニシやカメムシなどの害虫対策で薬剤購入経費助成制度の拡充と、駆除効果を高めるための一斉防除の実施の促進について要望しております。

最後に7 ページ大項目7 農業・農村の基盤整備の強化等についてでございます。

(1)は、昨年から引き続きの項目で、中山間地域等直接支払制度の要件緩和や支援の拡充についての要望です。

(2)についても、昨年度から引き続きの項目ですが、「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」の有効活用を図るため、制度の周知とともに今年度は、新たに採択基準の見直しについて追加要望しております。

(3)は、昨年度の内容を一部変更し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動を始め、農業生産活動の継続等を支援する「多面的機能支払交付金制度」の利用拡大に努めるよう要望しております。

最後に(4)は、新たな項目で、森西委員さんから御意見をいただきました竹の繁茂対策でございます。

竹林が、農地まで侵入し農業生産だけでなく、日々の生活にまで支障が出ており、個々の農家では、対応できない状況であるため、国・県・市で荒廃竹林の被害対策を講じることとしております。

なお、谷口農地部会長職務代理からは、残存小作地の解消及び問題の解決に向けた取組について御意見をいただきましたが、この御意見については9月24日に県農業会議から香川県知事へ出された建議の中に反映させていただきました。

以上、議案第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議(案)につきまして、御審議をお

願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

4 ページの大項目の3「耕作放棄地の解消、優良農地の確保等について」の(2)については、古川委員さんからの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、よろしければ、どのような思いかお伺いしたいと思います。

古川委員さんお願いします。

古川委員 第7地区の西植田は中山間地域で過疎化がすすんでいます。水田が約300ヘクタール、畑が約95ヘクタールですが、今年は、鳥獣被害が増加し、自然薯などは全滅の状態でした。

また、蝮が多くて11人の農家で45匹捕まえました。原因は耕作放棄地が増加したことによるものだと思います。耕作放棄地の調査をしても所有者に連絡が取れない所が多く、連絡が取れても費用がない、労力がないなどの回答が多い。また、支援する組織もなく、中山間地域のため中間管理機構にお願いしても、法面が高いとか不便であるとか、それから耕作放棄地の復元が難しいなどの理由で受け手がいない状況。また、対策として、イノシシなどの有害鳥獣被害の対応が遅れているのではないかと。そういう思いで意見を出させていただきました。

それと、耕作放棄地対策で多面的機能支払交付金の制度のことでお願いしたいのですが、この組織には各土地改良区の総代がいたい3、4人おられますが、耕作放棄地の相談があった場合には、草刈りなどを、この総代さんをお願いしてこの制度を利用しています。費用が草刈りだったら1時間1,500円とか、そういう制度があるのですが、この制度で乗用できる草刈り機、自走できる草刈り機を購入できるようによろしくお伺いしたい。

議 長 ありがとうございます。中山間地域等直接支払事業の制度の継続・拡充についてと鳥獣被害防止対策の支援措置についての御意見をいただきました。これについては、引き続き強く要望していきたいと思っております。

次に、5 ページの大項目の4「農地利用集積等の経営効率化支援について」の(3)については、宮武委員さんからの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、よろしければ、どのような思いかお伺いしたいと思います。

宮武委員さんお願いします。

宮武委員 相続で機械を持っていない人が農地を取得した場合、荒廃農地などは何も作業ができませんから、相続される場合に、中間管理事業があることを相続される方に周知したりすることで、遊休農地が少しでも減るのではないかと思います。この事業は、あまり知られていないと思いますので、農協や法務局などで周知していただけたら、少しでも遊休農地が減るのではないかとこの思いで入れさせていただきました。

議 長 ありがとうございます。

相続する方へ周知ということは、建議の際に申し添えるということでしょうか。

同じく5 ページの大項目の5「新規就農者・女性農業者への支援強化及び農業・農村の活性化について」の(2)については、佃委員さんからの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、よろしければ、どのような思いかお伺いしたいと思います。

佃委員さんお願いします。

佃委員 意見を出させていただいたのは、2ページにあります昨今の「農地」と「担い手」の問題に関する「担い手」ことで、県の農業就農平均年齢は69歳、約70歳で、将来のことを考えると若い人の参入が不可欠でないかと思っています。

平成22年、23年の新規就農者で離農していった方は、3割から4割で近年ここ2年くらいでは、約1割程度の方が新規参入しても途中で挫折して離農されていると伺っています。

新規就農者がある地域、土地で定着していくためには、本人の努力が一番不可欠ですが、地元の水利組合や地元の担い手などの応援する気持ちが後ろ盾になると思います。

高松においても市の農業士の方が新規就農者と年1回交流会を開いて相談を受ける機会があり、参加させていただいておりますが新規就農者とベテランの間には、意見の相違といますか、今まで全く農業に関わっていない若者が農業に参入したその時の状態が、私たちが農業に従事し始めた時と経緯が全く変わってきていると思います。

私たちは農地があり、機械があり、親が居ての就農でしたが、今の新規参入者は、農地も機械もない無の状態から農業をしようという志を持って始めるので、やはり周りのサポートが必要であると思います。

それで、ベテランとだけの交流会ではなく、新規参入して既に定着した若者、そういった方とのネットワークを作った意見交換の場が新しく参入した方には受け入れ易い。

また、新規参入者の方が問題なのが水の問題であったりしますので、水利組合の方や農業委員の方が色々と情報を入れてあげるのも一つの手立てでないかと、そういった方たちが地元で新規参入した若者を守り育てていく必要があるのではないかと思います、提言させていただきました。

議 長

何年か前に新規参入した方たちとの意見交換や水利組合の方や農業委員の方からの情報提供などの周りのサポートが必要ということで建議に入れていきたいと思っています。

ありがとうございました。

他に御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思っています。

宮武委員 議長—27番。

議 長 27番—宮武委員。

宮武委員 6の(3)ですが、ジャンボタニシについては、田植えの後、深水にすると苗を食べて害虫になりますが、浅水にすることで、雑草を食べてくれる。農協等で浅水の徹底について指導できれば、薬剤による駆除は必要ないのではないのでしょうか。

助成するのも結構ですが、水管理の指導に力を注いだ方がよいと思います。

議 長 ありがとうございます。

文章の中に、薬剤だけでなく水管理の指導についても入れるよう、一部修正して提言することによってよろしいでしょうか。

他に御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思っています。

議 長 それでは、議案第1号につきまして、宮武委員の御意見をを入れて一部修正することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号を一部修正することで承認されました。

それでは、次に第5のその他に移ります。

事務局、何かありますか。

川西課長 農業委員会等に関する法律が去る8月28日に成立し9月4日に公布されました。また、これに伴う政省令の案が現在パブリックコメント中でありまして、10月中旬から下旬にかけて決定する予定ですので、決定しましたら10月末の各地区部会で御説明したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 これについて、御質問等はございませんか。

せつかくの機会ですので委員の皆様方、何かございませんか。

(意見無し)

議 長 御質問等なければ、本日予定しておりました全ての議事が終了しました。皆様方の御協力ありがとうございました。

最後に、三好農政部会長職務代理者から閉会の御挨拶をお願いします。

三好農政部会長職務代理者

(内容省略)

議 長 ありがとうございました。以上で第2回高松市農業委員会農政部会を終了します。

午前11時30分 閉会

会 長

議事録署名委員
部会長

委 員

委 員